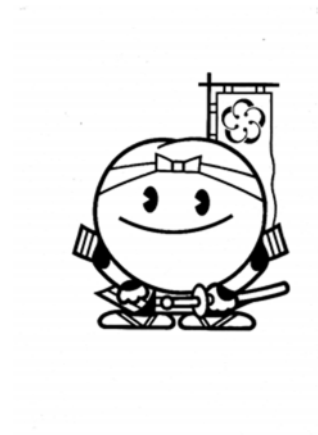


第5期小田原市障がい福祉計画

計画期間

平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）



小 田 原 市

目次

第1章 計画策定の背景・趣旨等

1 計画策定の背景	1
2 計画の法的根拠と趣旨	2
3 計画の性格	3
4 計画の期間	4

第2章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念	5
2 基本目標	5
3 サービス量の見込み等の目標設定に関する基本的な考え方	7

第3章 平成32年度（2020年度）の目標及び数値の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行	8
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
3 地域生活支援拠点等の整備	10
4 福祉施設から一般就労への移行等	10
5 障害児支援の提供体制の整備等	13

第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用実績

1 サービス等の概要	14
2 サービス等の利用実績	19

第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量及び見込量確保のための方策

1 訪問系サービス	23
2 日中活動系サービス	24
3 居住系サービス	29
4 相談支援	30
5 障害児通所支援等のサービス	32

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 実施する事業の内容	36
2 事業の実施状況及び見込量等	39

3 事業の見込量確保のための方策	44
第7章 計画の達成状況の点検及び評価	45
参考1 用語解説	46
参考2 基礎調査及び市民意見等の募集について	48
参考3 第5期計画の策定経過	50

第 1 章 計画策定の背景・趣旨等

1	計画策定の背景
---	---------

障害福祉サービスは、平成 18 年度（2006 年度）の障害者自立支援法の施行により、障がいの種別ごとに行われていたサービスや施設が再編され、サービスを利用するための仕組みが一元化されました。

また、3 か年を 1 期として、各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める「障害福祉計画」を策定することが市町村に義務付けられ、本市でも平成 19 年（2007 年）3 月に「小田原市障害福祉計画」を策定しました。

障害者自立支援法については、1 割を原則とする利用者負担、サービス報酬の支払体系が月額から日額になったことに伴う事業者の減収など、様々な問題点が指摘されたため、平成 19 年度（2007 年度）から低所得者層の利用者負担の軽減、事業者に対する激変緩和措置や障害者自立支援法に基づくサービス体系への円滑な移行を進めるための緊急的な経過措置などが実施され、平成 22 年（2010 年）4 月には、低所得者層の利用者負担が無料化されました。

この様な状況のもと、国では、平成 21 年（2009 年）12 月に内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、同本部の下に設けられた「障がい者制度改革推進会議」において制度改革に向けた議論が行われ、平成 22 年（2010 年）6 月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」では、障害者自立支援法に替わる新たな「障害者総合福祉法（仮称）」を平成 25 年（2013 年）8 月までに施行することを目指すことなど、障がい者制度改革及び横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方が示されました。

平成 22 年（2010 年）12 月には、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）が公布され、「同行援護」が新たなサービスとして指定障害福祉サービスに追

加されたほか、「指定相談支援（サービス利用計画の作成）」の対象の拡大、利用者負担については、応益負担を応能負担化するなどの改正が行われました。

また、平成 25 年度（2013 年度）からは、障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）として施行されました。障害者総合支援法は、障がい者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないことや社会的障壁を取り除くことについて、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げています。

さらに、平成 28 年度（2016 年度）からは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求め、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すこととしています。

また、神奈川県においては、平成 28 年（2016 年）7 月に障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において大変痛ましい事件が発生したことを受けて、「ともに生きる社会神奈川憲章」を平成 28 年（2016 年）10 月に制定しました。

これらの変化する状況の中、現時点での障がい児者を取り巻く環境の変化等を踏まえて、「第 5 期小田原市障がい福祉計画」を策定するものです。

2	計画の法的根拠と趣旨
---	------------

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定による「市町村障害福祉計画」、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日施行後の児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定による「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定めるものです。

また、障害者総合支援法第 88 条第 6 項において、障害福祉計画は障害者基本法に基づく市町村障害者計画、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画と

調和が保たれたものでなければならないと定められています。

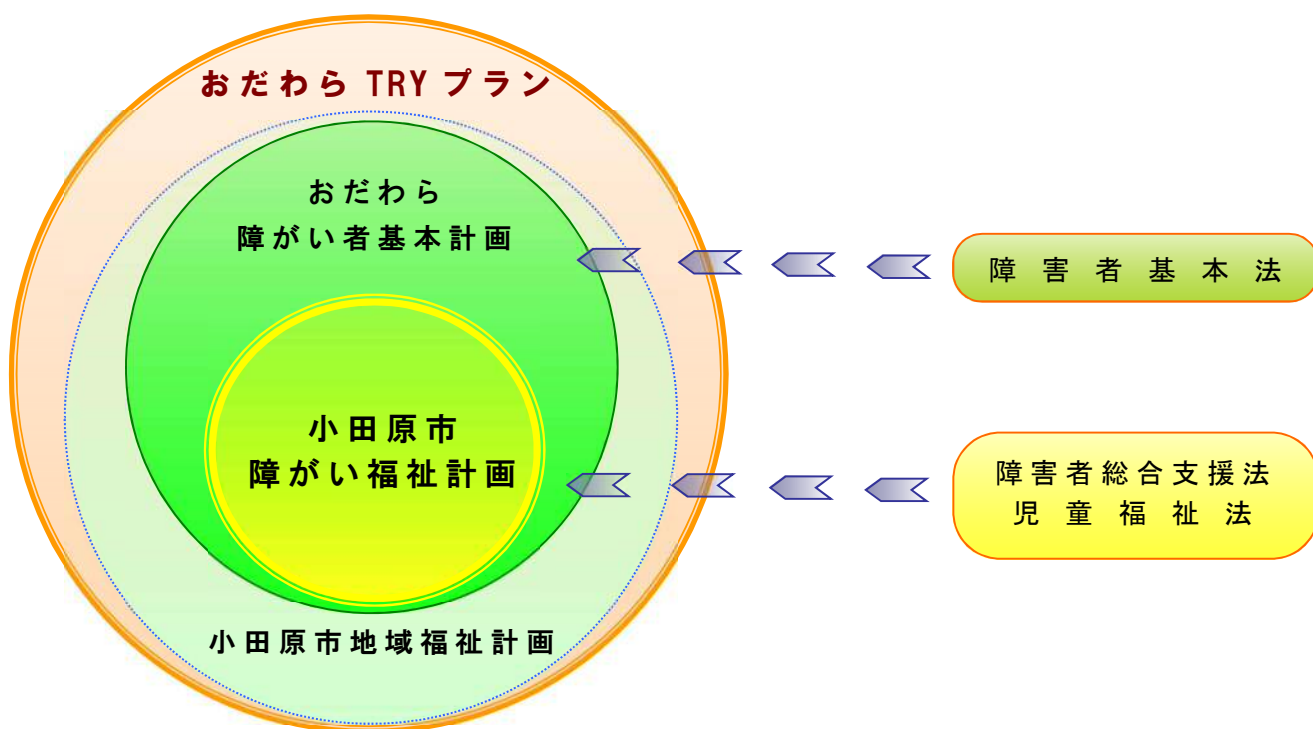
なお、計画作成上の留意事項等については、障害者総合支援法第 87 条第 1 項の規定に基づき、国から基本指針である障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 116 号）（以下「基本指針」という。）が示されているため、この計画も国の基本指針に沿って策定しています。

3	計画の性格
---	-------

この計画は、「おだわら障がい者基本計画」における施策の基本方向を踏まえた上で、その第 3 章として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する個別の計画として取りまとめたものです。

したがって、「小田原市障がい福祉計画」は、「おだわら障がい者基本計画」と一体的に取り組んでいくものとなります。

また、「おだわら障がい者基本計画」が本市の第 5 次総合計画である「おだわら TRY プラン」の個別計画として位置付けられていることから、本計画も「おだわら TRY プラン」や「小田原市地域福祉計画」、県の「神奈川県障害福祉計画」や「かながわ障害者計画」などの上位計画との整合性を有するものとなります。



4	計画の期間
---	-------

この度、平成 29 年度（2017 年度）末をもって、第 4 期小田原市障がい福祉計画が終了することとなるため、平成 32 年度（2020 年度）末における地域生活に移行する方の数値目標等と平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの各サービスの利用見込量について、第 5 期計画を策定しました。

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」 平成23～34年度											
第2期小田原市地域福祉計画 平成24～28年度						第3期小田原市地域福祉計画 平成29～33年度					
おだわら障がい者基本計画 平成23～28年度						第2期おだわら障がい者基本計画 平成29～34年度					
第3期小田原市障がい福祉計画 平成24～26年度				第4期小田原市障がい福祉計画 平成27～29年度				第5期小田原市障がい福祉計画 平成30～32年度			

第2章 計画の基本理念と基本目標

1	基本理念
---	------

本計画は、「おだわら障がい者基本計画」における特定のサービスに関する計画となりますので、本計画においても、「おだわら障がい者基本計画」の基本理念を継承し、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととします。

「おだわら障がい者基本計画」では、地域で生きるすべての人が、お互いに人格と個性を認め合い、誰もがありのままに普通に暮らすという社会を実現するために、「誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら」を基本理念に掲げています。

本計画においても、この理念に従って、歴史と風土に培われた「人」と「人とのつながり」を大切にする、小田原の心を生かした小田原らしい障がい福祉の充実を目指し、市民と協働して、計画の推進を図っていきたいと考えます。

2	基本目標
---	------

本計画の基本理念と障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえて、本計画における基本目標を次のように定め、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととします。

■ 障がい者等の自立と社会参加の実現

障がい者等の自立と社会参加を実現するためには、障がい者等が自らの選択で、生活する場やサービス利用を決定できることが重要です。

障がい者等の自己選択と自己決定を尊重するという観点から、障がい者等のニーズに合致した多様なサービス提供基盤の整備を進めます。

また、障がい者等の“こうした手助けが欲しい”という思いと、実際に提供されているサービスとのギャップをコーディネートする相談機能の強化を図るため、障がい者等の自己選択と自己決定が円滑に行われる環境の整

備を行い、障がい者等の自立と社会参加が実現される社会の構築を目指します。

■ 利用者本位のサービス体系の提供

障害福祉サービス等の対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等の障がい児者とし、障がいの区別なくサービスの充実を図り、神奈川県への支援等を通じて、地域間格差の是正を図るとともに、本市の地域特性を踏まえた利用者本位のサービス体系の提供に努めます。

■ 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の関係機関との情報共有や連携を推進します。また今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親無き後」を見据えて、地域生活支援の拠点づくりの整備・強化を図るとともに、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

■ 障がい児の健やかな育成のための支援

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整え、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるような仕組みづくりに努めます。

本計画で対象となるサービスの提供体制の確保に当たっては、次の点に配慮して、必要なサービス量の見込み等の目標設定を行います。

■ 必要な訪問系サービスの保障

入所施設から地域に生活の場を移行した方など、新たな利用の見込みを含め、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護）を必要とする方に、必要なサービスが提供されるようにします。

■ 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）の利用を希望する方に、必要なサービスが提供されるようにします。

■ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてグループホームの整備を図り、地域生活への移行が促進される環境を整えるとともに、自立訓練等のサービス提供により、施設入所・入院から地域生活への移行が円滑に行われるようにします。

■ 福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行が円滑に行われるようにします。

■ 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等に応じて、障害児通所支援及び障害児相談支援を必要とする方に、適切なサービスが提供されるようにします。

第3章 平成32年度（2020年度）の目標及び数値の設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、平成32年度（2020年度）を目標年度として、次のような目標等を設定します。また医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、平成30年度（2018年度）を目標年度として目標を設定します。

1	福祉施設入所者の地域生活への移行
---	------------------

第4期計画の平成29年度（2017年度）末の地域生活移行者数の目標28人に対し、平成29年度（2017年度）末までの移行者は24人と見込まれ、4人が当初の目標を下回る見込みになります。そこで平成28年度（2016年度）末から平成32年度（2020年度）末にかけての地域生活移行者数を、国の基本指針に基づき9%となるよう目標を設定します。また第4期計画の平成29年度（2017年度）末の施設入所者数の目標192人に対し、平成28年度（2016年度）末の施設入所者数が192人であることから、目標の達成が見込まれます。そうしたことから平成28年度（2016年度）末から平成32年度（2020年度）末にかけての施設入所者削減数が、国の基本指針に基づき2%となるよう目標を設定します。

このような状況を踏まえながら、地域生活への移行を支援するサービスの充実を図るとともに、新たに施設入所を必要とするかたとのバランスを取りながら、平成32年度（2020年度）末の施設入所者を188人とすることを目標として、サービス提供体制の充実に取り組みます。【表1】

【表 1】

項 目		目 標 値 等	考 え 方
【基準値】	施設入所者数	A 192 人	平成 28 年度末時点の施設入所者数
【目標値】	地域生活移行者数	B 18 人	基準値 A のうち、平成 32 年度末までに地域生活へ移行する者の目標値
		9.4%	基準値 A に占める割合
【見込値】	新たな施設入所支援利用者数	C 14 人	平成 32 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用者の見込数
【見込値】	平成 32 年度末の施設入所者数	D 188 人	$A - B + C$
【目標値】	施設入所者削減数	E 4 人	$A - D$
		2.1%	基準値 A に占める割合

2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
---	--------------------------

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。このため「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」を活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しています。

本市では、今後懸念される家族介護力の低下や障がい者の高齢化などに対応していくため、入所施設やグループホームなどの居住支援機能、障がい者や家族等からの相談や短期入所などを受けられる地域支援機能、生活介護や訓練など日中活動系のサービス機能を有する事業所を地域生活支援拠点として位置付け、事業者との連携のもと、地域で生活する障がい者を支援していく仕組みをつくっています。

また、障がい者の高齢化と地域移行が進む中、包括ケアや在宅医療との連携が不可欠となってくることから、本市における地域包括ケアシステムとの連携を検討していく必要があります。

(1)福祉施設から一般就労への移行者数

直近3か年の実績は以下のとおりとなります。第4期計画の平成29年度（2017年度）中に一般就労へ移行する福祉施設利用者数の目標32人に対し、平成29年度（2017年度）中の一般就労への移行者を22人と見込み、10人が当初の目標を下回る見込みになります。

平成26年度	平成27年度	平成28年度
21人	22人	15人

本市では、このような状況を踏まえ、一般就労への移行を支援するサービスの充実を図り、平成32年度（2020年度）中に一般就労へ移行する福祉施設利用者数を、平成28年度（2016年度）実績の15人を基準値とし、国の基本指針に基づき基準値の1.5倍である23人を目標として、サービス提供体制の充実に取り組みます。

項目	数値	考え方
【目標値】 一般就労へ移行する福祉施設利用者数	23人	平成32年度中に一般就労へ移行する福祉施設利用者数

(2) 就労移行支援事業の利用者数

平成28年度（2016年度）末の利用者数は36人でした。第4期計画の平成29年度（2017年度）末の就労移行支援事業の利用者数の目標59人に対し、平成29年度（2017年度）末の移行者を39人と見込み、20人が当初の目標を下回る見込みになります。

障がい者の生活の安定のために一般就労移行は欠かせないことから、事業所の定員数などを勘案しつつ、就労移行支援事業の拡大を目指しながら、利用者数の増加を図り、平成32年度（2020年度）末の時点での利用者数を国の基本指針に基づき44人（平成28年度（2016年度）末の利用者数36人の2割増）になるよう目指します。

項目	数値	考え方
【実績値】 就労移行支援事業の利用者数	36人	平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	44人	平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数

(3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

市内には4か所の就労移行支援事業所があり、各事業所の平成28年度（2016年度）中の就労移行率は、0～27%となっています。就労移行率を上げるための方策や情報などを事業所と行政で共有しながら、利用者のニーズと適性にあった就業を目指すとともに、就労移行率の向上を図ります。

項目	数値	考え方
【目標値】 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の率	25%	平成32年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の率

(4) 就労定着支援事業による支援開始時点から1年後の職場定着率

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標を設定します。

就労定着支援事業所による支援開始時点から1年後の職場定着率	
平成31年度	平成32年度
50%	80%

■ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について

本市では、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立を促進するため、国等が定めた障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定に基づき、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を平成25年度（2013年度）から制定しています。

この調達方針では、適用範囲を小田原市役所の全組織とし、全庁的な位置付けにしています。また、調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等は、啓発用物品、印刷物及び環境美化等に関する軽作業とするほか、調達できるものは積極的に調達に努めるものとしています。

本市では、今後とも調達方針を定め、積極的に障害者就労施設等からの物品等の調達を実施していきます。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

市内には、児童発達支援を実施している事業所が6か所あり、そのうち2か所が児童発達支援センターとなっています。また保育所等訪問支援を実施している事業所は3か所あります。

本市の児童発達支援においては、それぞれの事業所の特徴を生かし、事業所ごとに機能や役割を果たしつつ、将来的には、圏域での利用を念頭に、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的支援施設を位置づけ、そこを中心に圏域内の児童発達支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援の体制づくりを図っていきます。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

市内には、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は1か所ありますが、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所はありません。重症心身障害児への支援体制の整備が重要な課題となってきたことを踏まえ、事業所の確保を図っていきます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図るとともに、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要です。医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度（2018年度）末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を図っていきます。

第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用実績

1	サービス等の概要
---	----------

(1) 訪問系サービス

ア 居宅介護（ホームヘルプ）

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

イ 重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、入浴・排せつ・食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助その他の生活全般に関する援助を行うほか、外出時における移動中の介護も総合的に行うサービスです。

ウ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動に著しい困難がある常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行うサービスです。

エ 重度障害者等包括支援

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

オ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時

において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行うサービスです。

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援を必要とする障がいがある人に対して、障害者支援施設などで入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産的活動の機会を提供するなど、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。

イ 自立訓練（機能訓練）

身体に障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、障害者支援施設、サービス事業所などにおいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスです。

ウ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、障害者支援施設、サービス事業所などにおいて、食事や家事などの日常生活能力を向上するために必要な支援を行うサービスです。

エ 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者を対象に、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などの支援を一定期間（原則 24 か月以内）行うサービスです。

オ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労に結び付かなかった障がい者であって、雇用契約に基づく就労が可能である人を対象に、雇用契約の締結による就労の

機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。

カ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難である人を対象に、就労の機会を提供するほか、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。

キ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行うサービスです。

ク 療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分が6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による吸引管理を行っている人若しくは障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重度心身障がい者を対象に、機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を、医療機関において行うサービスです。

ケ 短期入所（ショートステイ）

介護者の病気などの理由から、一時的に障がい児者の介護ができないときに、障害者支援施設等へ短期間の入所を実施することにより、入浴、排せつ、食事の介助などの支援を受けるサービスです。

(3) 居住系サービス

ア 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

イ 施設入所支援

障害者支援施設に入所する障がいのある人に対し、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

ウ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障がい者で、一人暮らしを希望する人を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題はないか等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行うサービスです。

(4) 相談支援

ア 計画相談支援

利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等について、「サービス等利用計画案」の作成と指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を支援（サービス利用支援）し、また、一定の期間ごとに、サービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しなどの支援を行うものです。

イ 地域相談支援

住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する支援（地域移行支援）、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に際し、相談や緊急訪問等の支援（地域定着支援）を行うものです。

(5) 障害児通所支援等のサービス

ア 児童発達支援

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導し、自活に必要な知識・技能を持つことを目指し、また集団生活への適応のための訓練を行います。

イ 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要と認められた児童に対し、児童発達支援と併せて、治療を行うサービスです。

ウ 放課後等デイサービス

就学中の障がい児が、学校終了後の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行うほか、放課後等の居場所づくりを行います。

エ 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

オ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、児童発達支援を行います。

カ 障害児相談支援

障がい児が利用する通所支援（放課後等デイサービス・児童発達支援など）について、障がい児や保護者の状況や環境を踏まえた上で、障害児支援利用計画を作成し、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を支援し、また、一定の期間ごとに、利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しなどの支援等を行います。

2	サービス等の利用実績
---	------------

(上段：実績値 中段：計画値 下段：達成率)

サービス種別		単位	第3期計画			第4期計画		
			H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	時間	6,175 (7,085) 87%	6,490 (7,683) 84%	7,069 (8,156) 87%	6,718 (7,321) 92%	8,438 (7,721) 109%	6,163 (8,120) 76%
	重度障害者等 包括支援 同行援護	人	244 (263) 93%	261 (282) 93%	245 (300) 82%	261 (288) 91%	293 (307) 95%	266 (326) 82%
日中活動系サービス	生活介護	人日	7,363 (7,600) 97%	7,530 (7,790) 97%	7,848 (7,980) 98%	8,192 (7,943) 103%	8,674 (8,139) 107%	8,640 (8,336) 104%
		人	382 (400) 96%	390 (410) 95%	382 (420) 91%	398 (400) 100%	415 (410) 101%	425 (420) 101%
サービス	自立訓練 (機能訓練)	人日	100 (120) 83%	118 (120) 98%	41 (130) 32%	101 (117) 86%	127 (119) 107%	106 (122) 87%
		人	12 (12) 100%	12 (12) 100%	7 (13) 54%	12 (12) 100%	14 (12) 117%	14 (13) 108%
サービス	自立訓練 (生活訓練)	人日	722 (810) 89%	395 (828) 48%	387 (828) 47%	343 (420) 82%	284 (420) 68%	213 (420) 51%
		人	39 (45) 87%	20 (46) 43%	19 (46) 41%	12 (20) 60%	13 (20) 65%	10 (20) 50%

※ 実績値は、各年度3月分(例：平成24年度→平成25年3月分)です。平成29年度は、平成29年7月の実績値です。

※ 単位の「人日」は、「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」です。

(上段：実績値 中段：計画値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第3期計画			第4期計画			
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	就労移行支援	人日	849 (1,159) 73%	733 (1,368) 54%	838 (1,368) 61%	628 (980) 64%	618 (1,080) 57%	772 (1,180) 65%
		人	49 (61) 80%	37 (72) 51%	40 (72) 56%	32 (49) 65%	36 (54) 67%	39 (59) 66%
	就労継続支援 (A型)	人日	99 (84) 118%	103 (105) 98%	155 (105) 148%	178 (129) 138%	442 (139) 318%	342 (147) 233%
		人	5 (4) 125%	5 (5) 100%	7 (5) 140%	9 (6) 150%	22 (6) 367%	17 (7) 243%
	就労継続支援 (B型)	人日	4,852 (5,166) 94%	5,559 (5,346) 104%	6,347 (5,526) 115%	6,911 (6,828) 101%	7,392 (7,450) 99%	7,249 (8,104) 89%
		人	290 (287) 101%	334 (297) 112%	357 (307) 116%	375 (369) 102%	392 (382) 103%	402 (406) 99%
	療養介護	人	27 (20) 135%	26 (22) 118%	32 (24) 133%	34 (30) 113%	34 (30) 113%	36 (30) 120%
	短期入所 (福祉型、医療型)	人日	562 (480) 117%	548 (496) 110%	678 (512) 132%	646 (659) 98%	729 (708) 103%	615 (757) 81%
		人	79 (60) 132%	89 (62) 144%	127 (64) 198%	123 (119) 103%	141 (131) 108%	129 (143) 90%

(上段：実績値 中段：計画値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第3期計画			第4期計画			
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
居住系サービス	共同生活援助	人	105 (99) 106%	116 (109) 106%	144 (119) 121%	167 (127) 131%	171 (147) 116%	172 (161) 107%
	施設入所支援	人	202 (195) 104%	200 (187) 107%	192 (179) 107%	194 (196) 99%	192 (194) 99%	193 (192) 101%
相談支援	計画相談支援	人	47 (96) 49%	86 (200) 43%	108 (234) 46%	123 (110) 112%	147 (120) 123%	149 (130) 115%
	※地域移行支援	人	0 (4) 0%	0 (4) 0%	0 (4) 0%	0 (2) 0%	0 (4) 0%	0 (6) 0%
	※地域定着支援	人	0 (3) 0%	0 (5) 0%	0 (5) 0%	0 (2) 0%	0 (4) 0%	2 (6) 33%
障害児通所支援等	障害児相談支援	人	/	/	/	50 (75) 67%	73 (80) 91%	36 (85) 42%
	児童発達支援	人日	/	/	/	1,472 (1,600) 92%	1,353 (1,700) 80%	1,358 (1,800) 75%
		人	/	/	/	210 (170) 124%	186 (175) 106%	170 (180) 94%
	放課後等デイサービス	人日	/	/	/	2,090 (1,859) 112%	2,920 (1,898) 154%	3,248 (1,950) 167%
		人	/	/	/	171 (143) 120%	219 (146) 150%	254 (150) 169%
	保育所等訪問支援	人日	/	/	/	2 (5) 40%	0 (5) 0%	6 (5) 120%
人		/	/	/	2 (5) 40%	0 (5) 0%	6 (5) 120%	

※数値は、各年度の年間実績及び年間見込量

訪問系サービスについては、総利用時間、実利用者数ともに、平成 28 年度（2016 年度）に大幅な増加がありましたが、概ね前年と同様の利用状況となっています。一人一月あたりの平均利用時間（表になし）は、第 3 期計画期間中が 24.9 時間～28.9 時間、第 4 期計画期間中が 23.2 時間～28.8 時間と若干の減少が見られます。

日中活動系サービスについては、生活介護及び就労継続支援（A 型、B 型）の利用日数、実利用者数に明らかな増加傾向が見られます。就労継続支援（A 型）については平成 28 年度（2016 年度）に市内に同サービスを提供する事業所が開設したため、大きな増加となりました。自立訓練（生活訓練）については、利用日数、実利用者数ともに減少傾向が見られます。

居住系サービスについては、グループホームは地域で暮らすための重要な社会基盤となるものですが、少しずつグループホームの利用者が増加しています。

相談支援については、計画相談支援の実利用者数が増加しています。地域移行支援については利用実績がありません。

障害児通所支援等については、放課後等デイサービスの利用日数、実利用者数に明らかな増加傾向が見られます。市内に新しい事業所が開設され、利用者の需要に沿うことができるようになりました。

第 5 章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量及び見込量確保のための方策

1	訪問系サービス
---	---------

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量（時間）及び利用者数を見込んでいます。

訪問系サービスの見込量（1か月あたり）

	第 4 期 計画 利用 実績			第 5 期 計画 見込 量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護 行 動 援 護	6,718h	8,438h	6,163h	7,400h	7,600h	7,800h
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援 同 行 援 護	261 人	293 人	266 人	290 人	300 人	310 人

※ 実績値は、各年度 3 月分（例：平成 27 年度→平成 28 年 3 月分）です。平成 29 年度は、平成 29 年 7 月の実績値です。

※ 単位の「人日」は、「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」です。（本章において、別に表記がない限り同様です。）

(2) 見込量確保のための方策

市内の指定居宅介護事業所及び指定重度訪問介護事業所数は、平成 29 年（2017 年）6 月現在 31 か所と第 4 期障がい福祉計画の基礎資料とした平成 26 年（2014 年）6 月現在の 26 か所と比べ、5 か所増えています。地域生活への移行等により利用量の年々の増加が見込まれるため、事業の拡大を事業者働きかけていくほか、新規参入のための情報提供などに努めます。

2	日中活動系サービス
---	-----------

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

ア 生活介護

これまでの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。

生活介護サービスの見込量（1か月あたり）

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	8,192人日	8,674人日	8,640人日	9,000人日	9,300人日	9,600人日
	398人	415人	425人	430人	440人	450人

イ 自立訓練（機能訓練）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。

自立訓練（機能訓練）サービスの見込量（1か月あたり）

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 （機能訓練）	101人日	127人日	106人日	115人日	118人日	122人日
	12人	14人	14人	14人	15人	15人

ウ 自立訓練（生活訓練）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。

自立訓練（生活訓練）サービスの見込量（1か月あたり）

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自立訓練 （生活訓練）	343人日	284人日	213人日	210人日	210人日	210人日
	12人	13人	10人	10人	10人	10人

エ 就労移行支援

これまでの利用実績を基礎とし、国の目標値等を考慮し、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就労移行支援サービスの見込量（1か月あたり）

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
就労移行支援	628人日	618人日	772人日	800人日	840人日	880人日
	32人	36人	39人	40人	42人	44人

オ 就労継続支援（A型）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就労継続支援（A型）サービスの見込量（1か月あたり）

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
就労継続支援 （A型）	178人日	442人日	342人日	360人日	400人日	440人日
	9人	22人	17人	18人	20人	22人

カ 就労継続支援（B型）

これまでの利用実績を基礎とし、事業所の定員の増減などを考慮し、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就労継続支援（B型）サービスの見込量（1か月あたり）

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
就労継続支援 （B型）	6,911人日	7,392人日	7,249人日	8,100人日	8,600人日	9,100人日
	375人	392人	402人	430人	450人	470人

キ 就労定着支援

平成 28 年度（2016 年度）に市内の就労移行支援事業所で、就労移行支援サービスを利用し一般就労した人数（4 人）を基礎とし、利用者数を見込んでいます。

就労定着支援サービスの見込量（1 か月あたり）

	第 5 期計画見込量		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就 労 定 着 支 援	4 人	5 人	6 人

ク 療養介護

これまでの利用実績を基礎とし、利用者数を見込んでいます。

療養介護サービスの見込量（1 か月あたり）

	第 4 期計画利用実績			第 5 期計画見込量		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療 養 介 護	34 人	34 人	36 人	39 人	41 人	43 人

ケ 短期入所（ショートステイ）

これまでの利用実績を基礎とし、事業所の定員の増減などを考慮し、福祉型と医療型に分け、利用量及び利用者数を見込んでいます。

短期入所（ショートステイ）サービスの見込量（1か月あたり）

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
短期入所 （福祉型）	610人日	685人日	585人日	660人日	680人日	700人日
	116人	131人	123人	150人	160人	170人
短期入所 （医療型）	36人日	44人日	30人日	45人日	45人日	45人日
	7人	10人	6人	11人	11人	11人

(2) 見込量確保のための方策

障がい者の地域生活の促進を図るには、地域で生き生きと暮らすための日中活動の場が必要となります。

そのため、サービス利用希望者のニーズとサービス供給量のバランスを把握し、供給量に不足が見込まれるサービスについては、事業者となり得る団体等に対し情報提供等を行うとともに、神奈川県等とも協力して支援を検討していきます。

障がい者の自立を推進するに当たり、福祉施設から一般就労への移行は、重要な要素であることから、就労移行支援事業等の定員や受入れの拡大、新規参入について、事業者働きかけていきます。

3	居住系サービス
---	---------

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

ア 共同生活援助（グループホーム）

事業所の定員の増減及び第4章に掲載している福祉施設入所者の地域への移行及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行を勘案して、利用者数を見込んでいます。

共同生活援助の見込量（1か月あたり）

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
共同生活援助	167人	171人	172人	190人	190人	202人

イ 施設入所支援

第4章に掲載している福祉施設入所者の地域への移行等を勘案して、利用者数を見込んでいます。

施設入所支援の見込量（1か月あたり）

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
施設入所支援	194人	192人	193人	191人	190人	188人

ウ 自立生活援助

地域定着支援の見込量を勘案して、利用者数を見込んでいます。

自立生活援助の見込量(1か月あたり)

	第5期計画見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	1人	1人	1人

(2) 見込量確保のための方策

施設入所者の地域生活への移行を促進する上で、グループホームは重要な役割を担っています。また、在宅で障がい者を介助してきた親族等の高齢化により、グループホーム等の地域の中で生活する場に関するニーズは、今後とも高まるものと考えられるため、グループホーム等を運営しようとする事業者に対して支援を行い、設置促進を図るとともに、自治会や地域住民の理解や援助も必要となることから、ノーマライゼーション理念の普及啓発に努めます。

施設入所支援については、入所施設での支援が必要となる方が確実にサービスを利用することができるように、一定の定員の確保に努めます。

4	相談支援
---	------

(1) サービスの見込量(1か月又は1年あたり)

ア 計画相談支援

自己作成を除くすべての障害福祉サービスの利用者が計画相談支援の対象となるよう見込んでいます。

計画相談支援の見込量（1か月あたり）

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援	123人	147人	149人	160人	170人	180人

イ 地域相談支援

施設入所者の地域生活への移行見込数等から利用者数を見込んでいます。

地域相談支援の見込量（1年あたり）

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域移行支援	0人	0人	0人	2人	2人	2人
地域定着支援	0人	0人	2人	2人	2人	2人

※ 数値は、各年度の年間実績及び年間見込量です。

(3) 見込量確保のための方策

計画相談支援の事業者指定は、事業所の所在地を管轄する市町村長が行うこととされているため、障害福祉サービスの利用者のすべてがサービス等利用計画を作成することが可能になるよう、制度の周知を図り対応できる事業者の増加に努めます。

5	障害児通所支援等のサービス
---	---------------

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

ア 児童発達支援

これまでの利用実績を基礎としつつ、利用者数の拡大を念頭に利用量及び利用者数を見込んでいます。

児童発達支援の見込量（1か月あたり）

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	1,472人日	1,353人日	1,358人日	1,500人日	1,550人日	1,600人日
	210人	186人	170人	180人	185人	190人

イ 医療型児童発達支援

近隣市町村にもサービスを実施する事業者はなく、利用実績もないことから、利用量及び利用者数は見込みませんでした。

医療型児童発達支援の見込量（1か月あたり）

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型児童発達支援	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—

ウ 放課後等デイサービス

これまでの利用実績を基礎としつつ、厚生労働省令改正による人員配置基準の見直しによる影響を考慮し、利用量及び利用児数を見込んでいます。

放課後等デイサービスの見込量(1か月あたり)

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等 デイサービス	2,090人日	2,920人日	3,248人日	3,300人日	3,350人日	3,400人日
	171人	219人	254人	260人	265人	270人

エ 保育所等訪問支援

これまでの利用実績を基礎としつつ、利用児数の拡大を念頭に利用量及び利用児数を見込んでいます。

保育所等訪問支援の見込量(1か月あたり)

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	2人日	0人日	6人日	6人日	8人日	10人日
	2人	0人	6人	6人	8人	10人

オ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児のうち小学生未満の人数を基礎とし、利用量及び利用児数を見込んでいます。

居宅訪問型児童発達支援の見込量(1か月あたり)

	第5期計画見込量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型児童発達支援	2人日	2人日	2人日
	2人	2人	2人

カ 障害児相談支援

これまでの利用実績を基礎としつつ、利用児数の拡大を念頭に利用児数を見込んでいます。

障害児相談支援の見込量(1か月あたり)

	第4期計画利用実績			第5期計画見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	50人	73人	36人	50人	55人	60人

キ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要ですので、次のように目標を設定します。

コーディネーター配置人数の見込量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	—	—	1人

(2) 見込量確保のための方策

本市では、障害児通所支援等のサービスを実施している事業所が、それぞれの事業所の特徴を生かし、事業所ごとに機能や役割を果たしています。今後の取組みとして、見込量と実績の推移を勘案しながら、支援利用希望者の受入態勢の確保や専門スタッフの充実について事業者に働きかけていきます。

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1	実施する事業の内容
---	-----------

(1) 必須事業

地域生活支援事業として、次の事業を実施し、障がい者の地域社会での自立した生活と社会参加を促進するよう努めます。

なお、本市では、日常生活用具費給付事業、移動支援事業において、低所得者層の利用者負担の無料化を図っています。

ア 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、日頃、障がい者と接する機会の少ない市民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や啓発活動等を行います。

イ 自発的事業支援事業

障がい者団体や障がい関係施設が、地域を対象に行う活動を支援します。

ウ 相談支援事業

障がい者、障がい児者の保護者又は障がい者の介護を行う方などの一般的な相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うものです。

今後は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置について、検討していきます。

エ 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者又は精神障がい者に対し、障がい者の自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、成年後見制度の利用を支援するものです。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に

対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

カ 意思疎通支援事業

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を図るものです。

○手話通訳者設置事業

聴覚障がい者の情報保障を充実するため、障がい福祉課窓口到手話通訳者を配置するものです。

キ 日常生活用具費支給事業

自立生活支援用具などを必要とする重度障がい者等に日常生活用具費を給付し、日常生活の利便の向上を図るものです。

ク 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成するため、研修会を開催するものです。

ケ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るものです。

コ 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行い、障がい者の日中活動の場となる地域活動支援センターの運営を支援するものです。

(2) 任意事業（主なもの）

任意の地域生活支援事業として、次の事業を実施し、障がい者が地域社会で自立して生活できるよう、また、障がい者の社会参加を促進する

よう努めます。

なお、本市では、訪問入浴サービス事業、日中一時支援サービス事業において、低所得者層の利用者負担の無料化を図っています。

ア 日常生活支援

(7) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度障がい者に対して、訪問による入浴サービスを実施することにより、障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

(イ) 日中一時支援サービス事業

障がい児者の日中における活動の場を確保し、障がい児者を預かることにより、障がい児者の家族の就労支援及び一時的な休息を図るものです。

イ 社会参加支援

(7) レクリエーション事業等の実施

障がい児者の健康の保持促進を図り、社会参加の機会を拡大できるように、多くの障がい児者が参加できるレクリエーション事業等を実施するものです。

2	事業の実施状況及び見込量等
---	---------------

(1) 理解促進研修・啓発事業

各年度の事業実施状況と実施予定

	第4期計画(実績)			第5期計画(予定)		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修 ・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 自発的事業支援事業

各年度の事業実施状況と実施予定

	第4期計画(実績)			第5期計画(予定)		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自発的事業 支援事業	実施	実施	—	実施	実施	実施

(3) 障害者相談支援事業

各年度の事業実施状況と実施予定

	第4期計画(実績)			第5期計画(予定)		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援 センターの設置	—	—	—	(検討)	(検討)	実施

(4) 成年後見制度利用支援事業

各年度の事業実施状況と実施予定

	第4期計画(実績) (平成29年度は推計)			第5期計画(予定)		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度 利用支援事業	6件	14件	9件	11件	13件	15件

※ 数値は、各年度の年間実績及び年間見込量です。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

各年度の事業実施状況と実施予定

	第4期計画(実績)			第5期計画(予定)		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度 法人後見支援事業	-	-	-	実施	実施	実施

(6) 意思疎通支援事業

各年度の事業実施状況と実施予定

	第4期計画(実績) (平成29年度は推計)			第5期計画(予定)		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	392件	323件	400件	410件	420件	430件
手話通訳者設置事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※ 数値は、各年度の年間実績及び年間見込量です。

(7) 日常生活用具費支給事業

各年度の給付状況と給付見込量(年間)

	第4期計画(実績) (平成29年度は推計)			第5期計画(見込量)		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護・訓練 支援用具	14件	19件	16件	20件	22件	24件
自立生活 支援用具	31件	28件	30件	30件	30件	30件
在宅療養等 支援用具	21件	36件	30件	30件	33件	36件
情報・意思疎通 支援用具	36件	46件	35件	40件	42件	44件
排せつ管理用具	3,840件	3,781件	3,800件	3,800件	3,850件	3,900件
居宅生活動作 補助用具	1件	4件	2件	2件	2件	2件

※ 数値は、各年度の年間給付実績及び年間見込量です。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

各年度の事業実施状況と実施予定

	第4期計画(実績)			第5期計画(予定)		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話奉仕員 養成研修事業	—	20人	15人	20人	20人	20人

※ 数値は、各年度の研修終了人数及び研修修了見込者数です。

(9) 移動支援事業

各年度の利用状況と利用見込量(年間)

	第4期計画(実績) (平成29年度は推計)			第5期計画(見込量)		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
年間実利用者数	195人	215人	210人	220人	225人	230人
年間延べ利用時間	21,411h	22,735h	22,900h	23,000h	23,500h	24,000h

(10) 地域活動支援センター事業

各年度の事業所数と利用定員数

	第4期計画(実績)			第5期計画(予定)		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
事業所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
利用定員数	110人	110人	110人	110人	110人	110人

(11) 訪問入浴サービス事業

各年度の利用状況と利用見込量(年間)

	第4期計画(実績) (平成29年度は推計)			第5期計画(見込量)		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
年間実利用者数	13人	13人	13人	13人	13人	13人
年間延べ利用回数	659回	708回	700回	700回	700回	700回

(12) 日中一時支援サービス事業

各年度の利用状況と利用見込量(年間)

	第4期計画(実績) (平成29年度は推計)			第5期計画(見込量)		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
年間実利用者数	182人	184人	180人	185人	190人	195人
年間延べ利用回数	5,329回	4,961回	4,800回	5,000回	5,200回	5,400回

(13) レクリエーション事業等の実施

各年度の事業実施状況と実施予定

	第4期計画(実績)			第5期計画(予定)		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
レクリエーション 事業等の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

障がい児者やその家族、関係機関、地域のキーパーソン等に対して、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供し、事業の円滑な実施を図るとともに、障がい児者が利用しやすいサービスとなるよう配慮しながら事業の推進に努めます。

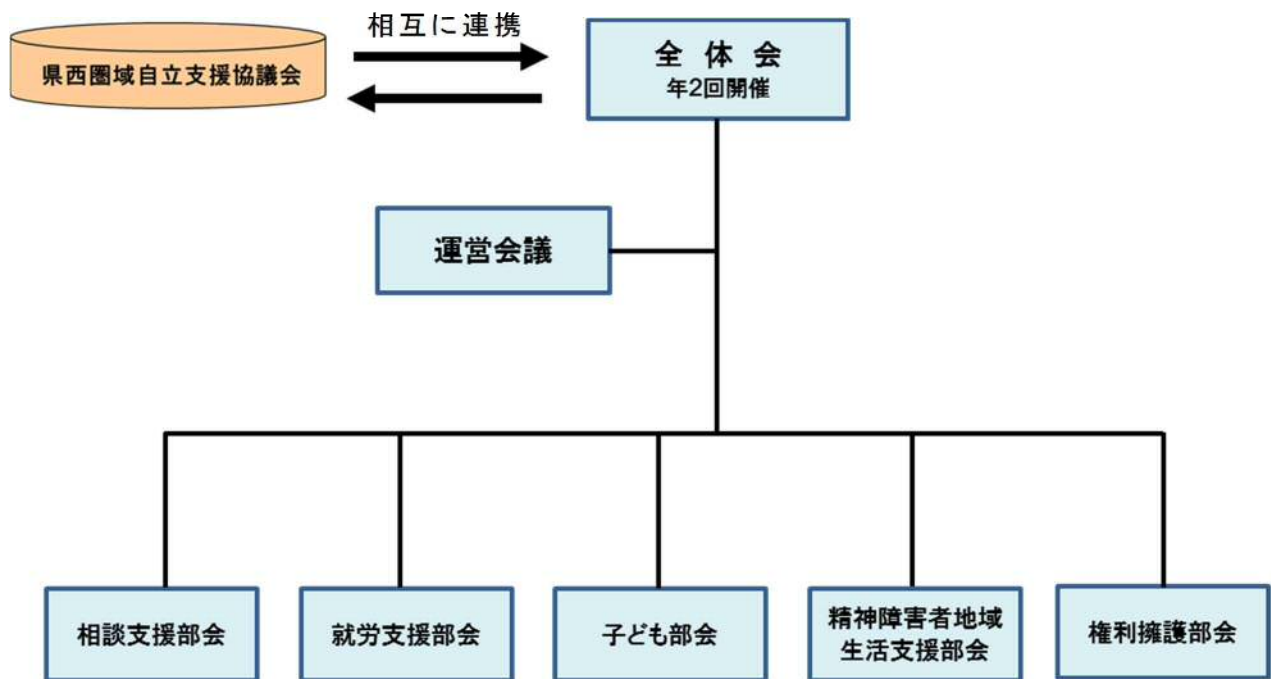
第7章 計画の達成状況の点検及び評価

障がい福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、本市と箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

また、必要に応じて障がい福祉課が中心となって、関係する各課及び各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。

各種の情報・要望については、毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況の点検と合わせて検討します。

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会 組織図



※各部会においては、必要に応じてオブザーバーとして関係機関の参加を依頼できます。

参考 1 用語解説

○社会的障壁（P2）

障がい者にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となる社会的慣習や制度のこと。

○合理的配慮（P2）

障がいのある人が、他の人と平等に日常生活や社会生活を送るための必要かつ適切な便宜や助けのこと。

○おだわらTRYプラン（P3）

第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」のこと。

総合計画は、地方自治体が総合的かつ計画的な行政運営を行っていくための基本となる計画で、どのような自治体を目指すのか、目指すべき都市像を定めたり、そのためにどのような施策を行っていくのか、自治体に関わる様々な分野の事務事業について記載しています。

○ケアタウン（構想）（P5）

高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている方々を、制度的な枠組みを越えて、市民、地域、事業者、行政等が一体となって支える仕組みづくりのこと。

○一般就労（P7ほか）

障がい者の就労形態のひとつで、一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労すること。

○地域包括ケアシステム（P15）

国では、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる平成37年を

目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのシステムの構築を目指しています。

○児童発達支援センター（P15）

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

開設には、専門職員の配置などの人員基準や必要とする設備や備品などを定めた設備基準の要件を満たす必要があります。

○地域生活支援事業（P32）

市町村及び都道府県が、国（市町村にあつては都道府県も）の補助を受け、障がい児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、それぞれの地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業のこと。

参考 2 基礎調査及び市民意見等の募集について

1 市内法人・団体に対する基礎調査

(1) 目的

本計画のサービス見込量の算定等の基礎資料とするため、市内に本部があり障害福祉サービス等を提供している法人・団体に対して調査を実施しました。

(2) 調査対象数及び回答数（回答率）

調査対象数	回答数（回答率）
46	33（71.7%）

(3) 調査方法

調査文書等を郵送し、郵送又はファクシミリで回答

(4) 調査期間

平成 29 年 8 月 31 日（木）から平成 29 年 9 月 15 日（金）まで

(5) 調査項目

- ア 第 5 期計画期間中の新たに障害福祉サービスを開始する予定
- イ 第 5 期計画期間中の既に提供している障害福祉サービスの定員を増減する予定
- ウ 法人に対するサービス御利用者やその御家族から要望など
- エ 本計画の策定に関して、御意見、御要望など

2 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会の意見聴取

本計画の策定に当たっては、障害者総合支援法第 88 条第 8 項において、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、関係機関、関係団体、雇用、教育等の幅広い関係者の意見を反映するため、平成 29 年 11 月 20 日開催の第 2 回同協議会に本計画（素案）を、平成 30 年 2 月 16 日開催の第 3 回同協議会に本計画（案）を報告し意見聴取しました。

3 市民意見募集の概要

(1) 目的

本計画について、市民の意見を広く聴くため、市民意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。

(2) 意見募集期間

平成 29 年 12 月 15 日（金）から平成 30 年 1 月 15 日（月）まで

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、市ホームページの意見投稿フォーム、障がい福祉課への直接提出のいずれかの方法

(4) 提出された意見の件数

意見の件数（人数）

6 件（1 人）

参考3 第5期計画の策定経過

平成29年9月	<p>●市内法人に対する基礎調査 市内に本部があり障害福祉サービス等を提供している法人・団体に対して調査を実施</p>
平成29年11月	<p>●自立支援協議会 平成29年度第2回小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会において、第5期小田原市障がい福祉計画（素案）についての意見を聴取</p>
平成29年12月	<p>●議会報告 厚生文教常任委員会へ第5期小田原市障がい福祉計画（素案）を報告</p>
	<p>●市民意見の募集 第5期小田原市障がい福祉計画（素案）に対する市民意見の募集を実施（平成29年12月15日～平成30年1月15日）</p>
平成30年2月	<p>●自立支援協議会 平成29年度第3回小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会において、市民意見の募集結果を反映した第5期小田原市障がい福祉計画（案）についての意見を聴取</p>
	<p>●神奈川県への意見照会 障害者総合支援法第88条第10項等の規定に基づき、県知事に対して、第5期小田原市障がい福祉計画の策定に係る意見を照会</p>
平成30年3月	<p>●神奈川県から意見回答 県知事から、意見照会した第5期小田原市障がい福祉計画について意見回答（異議なし）</p>



第5期小田原市障がい福祉計画

平成30年3月

発行者 小田原市

編集 小田原市福祉健康部障がい福祉課

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

TEL:0465-33-1446

FAX:0465-33-1317
